別表第5を次のように改める。

別表第5　削除

別表第6電気の項中「第2条第1項第2号」を「第2条第1項第9号」に、「一般電気事業者」を「一般送配電事業者」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　建築物に対するこの告示による改正後の建築物のエネルギーの使用の効率性その他の性能に関する建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準（次項において「新告示」という。）の適用については、平成二十九年三月三十一日までの間は、なお従前の例によることができる。

3　この告示の施行前に都市の低炭素化の促進に関する法律第五十四条第一項の認定を受けた同法第五十三条第一項に規定する低炭素建築物新築等計画に係る同法第五十五条第一項の変更の認定に対する新告示の適用については、当分の間、なお従前の例によることができる。

○国土交通省告示第千百六十四号

エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第七十四条第二項の規定に基づき、住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する設計、施工及び維持保全の指針（平成二十五年国土交通省告示第九百七号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年一月二十九日　　国土交通大臣　石井　啓一

2(1)中「別表第7」を「別表第6」に、「熱貫流率U_{Hi}」を「熱貫流率U_i」に、「熱貫流率U_{FHj}」を「熱貫流率Ψ_j」に改める。

2(2)中「平均日射熱取得率η_A」を「平均日射熱取得率η_{AC}」に、「別表第7」を「別表第6」に、「第j方位における外皮等の第i部位の日射熱取得率η_{ij}」を「外皮の第i部位の日射熱取得率η_i」に改める。

2(3)ロ中「空間が」及び「天井裏又は」の下に「外気に通じる」を加える。

2(3)ハ中「空間が」及び「天井裏又は」の下に「外気に通じる」を加え、「なお、屋根を断熱及び日射遮蔽のための措置を講じた構造（以下「断熱構造」という。）とする天井裏又は基礎を断熱構造とする床裏にある当該取合部については、この限りでない。」を削る。

附則第5項中「次のイ又はロのいずれかに該当する」を「鉄筋コンクリート造、組積造その他これらに類する構造（以下「鉄筋コンクリート造等」という。）の住宅において、当該住戸の過半の床が外気、外気に通じる床裏又はこれらと同様の熱的環境の空間に接している」に改め、イ及びロを削る。

附則第5項(2)イの表を次のように改める。

住宅の種類	断熱材の施工法	部位		熱貫流率の基準値（単位　1平方メートル1度につきワット）			
				地域区分			
				1及び2	3	4、5、6及び7	8
鉄筋コンクリート造等の住宅	内断熱工法	屋根又は天井		0.27	0.35	0.37	0.53
		壁		0.39	0.49	0.75	
		床	外気に接する部分	0.27	0.32	0.37	
			その他の部分	0.38	0.46	0.53	
		土間床等の外周部分の基礎	外気に接する部分	0.52	0.62	0.98	
			その他の部分	1.38	1.60	2.36	
	外断熱工法	屋根又は天井		0.32	0.41	0.43	0.62
		壁		0.49	0.58	0.86	
		床	外気に接する部分	0.27	0.32	0.37	
			その他の部分	0.38	0.46	0.53	
		土間床等の外周部分の基礎	外気に接する部分	0.52	0.62	0.98	
			その他の部分	1.38	1.60	2.36	
その他の住宅		屋根又は天井		0.17	0.24	0.24	0.24
		壁		0.35	0.53	0.53	
		床	外気に接する部分	0.24	0.24	0.34	
			その他の部分	0.34	0.34	0.48	
		土間床等の外周部分の基礎	外気に接する部分	0.27	0.27	0.52	
			その他の部分	0.71	0.71	1.38	

1　「熱貫流率」とは、土間床等の外周以外の部分にあっては、内外の温度差1度の場合において1平方メートル当たり貫流する熱量をワットで表した数値であって、当該部位を熱の貫流する方向に構成している材料の種類及び厚さ、熱橋により貫流する熱量等を勘案して算出したものをいい、土間床等の外周にあっては、内外の温度差1度の場合において1メートル当たり貫流する熱量をワットで表した数値であって、当該土間床等を熱の貫流する方向に構成している材料の種類及び厚さ等を勘案して算出したものをいう。以下同じ。

2　鉄筋コンクリート造等の住宅において、「内断熱工法」とは鉄筋コンクリート造等の構造体の内側に断熱施工する方法を、「外断熱工法」とは構造体の外側に断熱施工する方法をいう。以下同じ。

3　一の住宅において複数の住宅の種類又は断熱材の施工法を採用している場合にあっては、それぞれの住宅の種類又は断熱材の施工法に応じた各部位の熱貫流率の基準値を適用するものとする。

4　土間床等の外周部分の基礎は、基礎の外側又は内側のいずれか又はその両方において、断熱材が地盤面に対して垂直であり、かつ、熱貫流率が表に掲げる基準値以下となる仕様で基礎底盤上端から基礎天端まで連続して施工されたもの又はこれと同等以上の断熱性能を確保できるものとしなければならない。

附則第5項(2)ロ(イ)の表中「外周」の次に「部分の基礎」を加える。

附則第5項(2)ロ(ロ)の表以外の部分中「地域」を「地域区分」に改め、同(ロ)の表中「地域」を「地域区分」に改める。